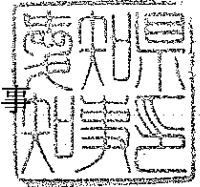


12環政第154-14号

平成13年1月31日

経済産業大臣殿

愛知県知事



出光愛知製油所第3号発電設備増設計画環境影響評価
準備書について（通知）

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項の規定に基づく
環境の保全の見地からの意見については、別添1のとおり電気事業法（昭
和39年法律第170号）第46条の13の規定に基づき提出します。

なお、電気事業法第46条の14の規定に基づき事業者に対し勧告するに
あたっては、本意見が十分勘案されるようご配慮ください。

また、環境の保全の見地からの知多市長の意見は別添2のとおりです。

担当 環境部環境政策課

環境影響評価グループ

電話 052-961-2111

内線 3023・3024

出光愛知製油所第3号発電設備増設計画環境影響評価
準備書に係る意見

事業者においては、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書に記載し、対応を明確にすること。

なお、事業に際しては、環境影響評価書に記載されるところにより、環境保全について十分に配慮し、本事業を実施するとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ適切な措置を講じること。

1 大気質、騒音、振動、悪臭

- (1) 第3号発電設備設置後は、当該製油所からのばい煙の排出量を現状より削減することとしているが、計画地周辺地域においては、浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成していないことなどを考慮して、第3号発電設備対策及び既設設備対策の確実な実施と維持管理の徹底を図ることはもとより、排出量の一層の削減に努めること。
- (2) 資機材等の輸送については、大半を自動車により輸送することとしているが、沿道の大気、騒音及び振動に係る生活環境への影響を軽減する観点から、物資輸送の効率化等による輸送車両数の削減、運行経路の分散化、船舶などの代替輸送手段等を検討することにより、より一層の環境負荷低減に努めること。
- (3) 工事関係車両の運行経路のうち、主要地方道西尾知多線の住宅密集地を通過する一部経路については、沿道環境保全の観点から当該経路を回避するなど運行計画の再検討を行うこと。
- (4) 建設機械及び施設稼働に伴う振動については、必要に応じ現地における距離減衰実態調査を実施するなど、適切かつ安全側に立った予測を再実施すること。

また、建設機械の稼働に伴う振動の予測結果については、現況測定値及び合成値も並記すること。

- (5) 低周波音の予測に当たり、バックグラウンド値として冬季夜間の現況測定値を使用しているが、この予測結果の年間代表性について妥当性を検討し、必要に応じ予測・評価を再実施すること。
- (6) ばい煙中の窒素酸化物の処理に当たっては、乾式アンモニア接触還元方式を採用することとしているが、環境保全上の支障が生じないよう、アンモニアの排出濃度を適切に管理すること。
- (7) 第3号発電設備において使用する燃料性状の定期的な把握及び排出ガス処理施設の維持管理の徹底とともに、監視項目に排出ガス中のニッケル、バナジウム等の微量物質を追加し、監視結果に応じ必要な対策を講じること。
- (8) 冷却塔からの白煙及び飛沫水滴を抑制するため、環境保全措置の的確な実施はもとより、白煙の発生状況を監視し、必要に応じ対策を講じること。

2 水質

排出水の排出先である伊勢湾水域は閉鎖性が高く、一部で全窒素又は全磷が環境基準を達成していないことを踏まえ、水質に関する環境保全措置の的確な実施はもとより、既設設備対策の実施等により、窒素及び磷の排出量を一層削減するよう努めること。

3 地盤、土壌

工事により発生する土砂については、製油所内で利用することとしているが、やむをえず搬出入する場合には、環境への影響がないことを確認したうえで実施すること。

4 動物、植物、生態系

イソヤマテンツキの保全措置として播種及び移植を計画しているが、その実施に当たっては、当該種の生育環境条件に適した播種先及び移植先を選定すること。また、移植後の生育状況を調査し、必要に応じ対策を講じること。

5 景観

主要な眺望点の一つである日長駅における景観の予測結果について、供用後の第3号発電設備の状況が判然としないことから、視認性を確認した上、当該駅での適切な視点場を設定し再予測すること。

6 廃棄物

- (1) 廃棄物については、減量化及び適正処理を行うとともに、できる限り再利用・再資源化を図ること。
- (2) 排煙脱硫装置から発生する脱硫石膏について、その発生量及び有効利用量を明らかにすること。

7 温室効果ガス

第3号発電設備の稼働により二酸化炭素の排出量が増加することから、既設設備におけるエネルギー効率の改善、物資輸送の効率化等を推進し、二酸化炭素の一層の排出抑制に努めること。

8 環境監視

- (1) 環境監視については、監視計画をより具体的に定め、その計画に基づき的確に実施するとともに、住民への適切な情報提供に努めること。
- (2) 総合排水処理装置において処理された排水について、水量、水温等の基本的排水諸元の把握を行うこと。

9 その他

- (1) 本事業を実施するに当たっては、環境保全対策に関する最新の情報を考慮して最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避、低減に努めること。
- (2) 地域住民からの環境に関する要望等に対して適切な対応を図ること。
- (3) 環境影響評価書の作成に当たっては、住民などの意見を十分に検討するとともに、住民などにわかりやすい内容となるよう努めること。



別添 2

知 環 発 第 6 5 9 号

平成 1 2 年 1 2 月 2 6 日

愛知県知事 神 田 真 秋 様

知多市長 安 藤 嘉 治



出光愛知製油所汽力発電所第3号発電設備の増設に係る環境影響評価準備書に関する知多市長意見について（回答）

平成 1 2 年 1 1 月 1 3 日付け 1 2 環政第 1 5 4 - 2 号で依頼のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



意見書

出光愛知製油所第3号発電設備増設計画環境影響評価準備書に
関する知多市長意見について

今日の環境問題は、生活に密着した問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題まで広がりを見せ、より複雑化、多様化してきている。

現在こうした問題に対応するため、既に行政や市民は環境保全に対して積極的な取り組みを始めている。

事業者においても事業活動全般にわたって環境面からの見直しを行い、環境への負荷軽減のための取り組みが求められている。

今回の計画を実施する上においては、環境を保全するとともに、市民生活に支障をきたすことのないよう、今後も積極的に科学的知見の収集に努め、事業活動の全ての段階において環境保全に配慮するとともに、災害の防止についても万全を期す必要がある。

出光愛知製油所第3号発電設備増設計画環境影響評価準備書に対する、環境項目ごとの意見は下記のとおりである。

1 大気環境

(1) 大気質

- (ア) 発電設備稼働時における硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんに対する環境保全対策が講じられているが、燃料中の硫黄分の除去、既設設備に対する増強等、更なる改善策を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。
- (イ) 排煙脱硝装置等で用いるアンモニアの取り扱いに当たっては、周辺環境に影響を与えることのないよう、管理マニュアルを作成するとともに環境監視を行うこと。
- (ウ) 工事計画については作業の平準化を図るとともに、工事用資材の運搬方法を更に検討し、汚染物質の集中的な排出を防ぐこと。

(2) 騒音

騒音発生施設は極力建屋内収納等を行い、周辺環境への影響の軽減に努めるとともに、定期的に調査を行うこと。

また、試運転等非定常的な騒音についても対策を講じ、評価書に記載すること。

(3) 振動

振動発生施設には耐震装置等を設置し、周辺環境への影響の軽減に努めるとともに、定期的に調査を行うこと。

(4) 低周波音

低周波音は複雑な伝わり方が懸念されるので、住宅地における現況を再調査し、評価書に記載するとともに定期的な調査を行うこと。

(5) 有害大気汚染物質

(ア) 排ガス中及び重質重油中の微量物質の除去については、なお一層の削減対策をとること。

(イ) ダイオキシンの排出については濃度を把握し、排出の抑制に努めること。

(6) 冷却塔白煙

冷却塔からの白煙及び飛散水滴が発生する可能性があるため、環境監視体制の整備を図り、評価書に記載すること。

2 水環境

(1) 水質

周辺水域の水質保全のため、総合排水処理装置で処理された排水については、なお一層の削減対策をとること。

また、温排水の拡散状況について再調査し、評価書に記載すること。

3 生態系

事業計画地内の改変により移植、播種される植物の育成に努めるとともに、自然林を指向した緑地の整備を行い、鳥類等の動物生育環境の保全に努めること。

4 景観

製油所全体と周辺地域との景観について調和が図られるよう、既設煙突の改修計画を作成し、評価書に記載すること。

5 廃棄物

発電設備稼働時及び、工事により発生する廃棄物については、発生抑制に努めるとともに、極力有効利用を図り廃棄処分するものについては、最終処分まで責任を持つこと。

6 温室効果ガス

二酸化炭素の低減対策が講じられているが、この問題の喫緊性、重要性に鑑み、既設設備を含めた温室効果ガス削減の具体的な計画を作成し、評価書に記載すること。

7 環境監視計画

- (1) 一般排水の環境監視について、実施項目の再検討を行い、検討結果を評価書に記載すること。
- (2) 環境監視計画に基づき適切な環境監視を行うとともに、得られたデータ等は速やかに関係機関に報告し、市民への情報提供に努めること。
また、新たな対応が必要な場合には、速やかな対応策をとること。
- (3) 製油所内に発電、環境監視等を市民に分かりやすく説明する情報コーナーの設置について検討を行い、検討結果を評価書に記載すること。

8 その他

- (1) 市民への積極的な情報提供という視点に立ち、危機管理体制を製油所全体で構築し、評価書に記載すること。
- (2) 工事中はもとより発電設備稼働時の車両運行については、住宅密集地の通行を避けると共に、自動車から排出される排気ガスの抑制に努めること。

以上